

商工会議所では**会員事業所限定**で「事前確認」を実施しています。
国の事業復活支援金の事前確認期限が、**6月14日(火)まで延長**

=====
**国の事業復活支援金の申請期限・事前確認の実施期限の延長と
差額給付申請** (30%以上 50%未満の売上高減少 → 50%以上の売上高減少)、
県の三重県地域経済復活支援金のご案内
=====

国より、新型コロナにより、大きな影響を受ける中小法人・個人事業者に対して、継続・回復を支援するための給付金の「事業復活支援金」が、事業規模に応じて支給されます。

この支援金は、以前の一時支援金・月次支援金と違い、業種による制限は、ありません。

5月31日までにアカウントを発行した申請希望者に限り、実施期限の延長が発表されました。

あわせて、既に支給を受けている事業者向けの差額申請方法も発表されました。

また、三重県からも、**国の「事業復活支援金」と併せて給付申請可能な「三重県地域経済復活支援金」**もあります。
本チラシをご覧いただき、支援金の内容や申請までに必要な手順と準備する資料についてご確認ください。

【5月20日発表】

国の「事業復活支援金」の申請期限・事前確認の実施期限の延長

2022年5月31日(火)までに、**アカウントを発行した申請希望者に限り、**
事業復活支援金の申請期限・事前確認の実施期限が以下のとおり延長されました。

アカウント発行期限：2022年5月31日(火)24:00まで

延長後の事前確認の実施期限：2022年6月14日(火)

延長後の申請期限：2022年6月17日(金)24:00まで

差額給付申請 (30%以上 50%未満の売上高減少 → 50%以上の売上高減少) について

30%以上 50%未満の売上高減少で給付を受けた方で、申請を行った月より後の対象期間内の月で、申請時には予見できなかった50%以上の売上高減少が生じ、給付算定額がより高くなる方に対して、差額分を給付する追加申請を可能とする。

差額給付の申請の受付が2022年6月1日(水)より開始となります。

差額給付は、事業復活支援金を受給した方のうち特定の要件を満たす一部の方が申請可能です。

<差額給付申請期間> 2022年6月1日(水)～2022年6月30日(木)まで

ただし、6月1日以降に初回給付分を受給された方は、受給した日(※)の翌日から30日間になります。

※マイページ上のステータスが振込完了となった日を指します。実際に口座に着金があってから振込完了のステータスになるまでに2日ほどかかる場合があります。また、申請期限はマイページ上に表示されます。

詳細は事業復活支援金事務局ホームページをご覧ください。



国の「事業復活支援金」(2021年11月～2022年3月分)

給付対象	新型コロナによる需要の減少、または、供給の制約により大きな影響を受けており、 <u>自らの事業判断によらず</u> に対象月（2021 年 11 月～2022 年 3 月）のいずれかの月の売上高が基準期間（2018 年 11 月～2021 年 3 月まで）の間の任意の同じ月と比べて 50%以上、または 30%以上～50%未満減少している事業者																					
申請方法	①下記の事業復活支援金事務局ホームページもしくは、コールセンターにて、「申請 ID」の発番後に登録確認機関に「事前確認」の依頼連絡をする。 ②登録確認機関による「事前確認」の後、事業所において事業復活支援金事務局ホームページからインターネットによるオンライン申請を行う。 ※以前に国の「一時支援金」または「月次支援金」を受給されている方は、前回の申請 ID でマイページより申請開始できるため、改めて「事前確認」を受ける必要はありません。 ※オンライン申請が困難な方向けの「申請サポート会場(予約制)」が設置されています。 津駅前に 1 カ所、名古屋駅西口に 1 カ所設置。予約はコールセンター TEL：0120-789-140																					
申請期限	2022 年 5 月 31 日（火）までに、アカウントを発行した申請希望者に限り、事業復活支援金の申請期限・事前確認の実施期限が以下のとおり延長されました。 申請期限：令和 4 年(2022)6 月 17 日（金）まで延長 ※登録確認機関による「事前確認」期限は、6 月 14 日(火)まで																					
支給上限額	<table><tr><th rowspan="2">売上高減少率 ※1 ※2</th><th rowspan="2">個 人</th><th colspan="3">法 人</th></tr><tr><th>年間売上高※3 1 億円以下</th><th>年間売上高※3 1 億円超～5 億円</th><th>年間売上高※3 5 億円超</th></tr><tr><td>▲50%以上</td><td>50 万円</td><td>100 万円</td><td>150 万円</td><td>250 万円</td></tr><tr><td>▲30%～50%</td><td>30 万円</td><td>60 万円</td><td>90 万円</td><td>150 万円</td></tr></table>	売上高減少率 ※1 ※2	個 人	法 人			年間売上高※3 1 億円以下	年間売上高※3 1 億円超～5 億円	年間売上高※3 5 億円超	▲50%以上	50 万円	100 万円	150 万円	250 万円	▲30%～50%	30 万円	60 万円	90 万円	150 万円			
売上高減少率 ※1 ※2	個 人			法 人																		
		年間売上高※3 1 億円以下	年間売上高※3 1 億円超～5 億円	年間売上高※3 5 億円超																		
▲50%以上	50 万円	100 万円	150 万円	250 万円																		
▲30%～50%	30 万円	60 万円	90 万円	150 万円																		
※ 1 白色申告の場合の売上減少率は、年間事業収入を 1 ヶ月平均した金額と比較します。 ※ 2 売上減少した対象月の売上高には、時短要請等に応じた分の協力金等相当額（予定も含む）も含めて計算ください。 ※ 3 基準月【平成 30 年（2018）年 11 月～令和 3 年（2021）年 3 月の間で売上高の比較に用いた月】を含む、事業年度の年間売上高																						

事業復活支援金事務局ホームページ <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp>
 相談窓口（コールセンター）TEL：0120-789-140 受付時間 8：30～19：00 土日、祝日を含む全日対応

事業復活支援金申請の流れ

会員事業所の皆さんの申請ステップは、以下の通りです。

- ステップ1** 支給対象要件（売上減少等）の確認を行い、申請必要資料を準備する。
- ステップ2** 事業復活支援金ホームページ（上記 URL or QR コード参照）にてアカウントの申請・登録。
アカウント発行期限：2022年5月31日(火)24:00 まで
「仮登録（申請 ID 発番）」を行う。コールセンターに電話での申請 ID 発番の対応も可能
 ※本支援金の「事前確認」は、「**申請 ID**」が発番されてからの確認となります。
- ステップ3** 桑名商工会議所「事前確認申込フォーム」（下記 URL、QR コード参照）に必要事項を入力し、
延長後の事前確認の実施期限：2022年6月14日(火)まで
 送信後に当所 TEL(0594)22-5155 まで電話ください。
 URL: <https://pro.form-mailer.jp/fms/d9e558b0153822>
申込フォームでの送信が難しい方は直接電話ください。
- ステップ4** 登録確認機関である桑名商工会議所が「**事前確認**」処理。
 →「事前確認」終了後に当所から電話でご連絡いたします。
- ステップ5** オンライン申請（事業復活支援金ホームページにて、事業所が申請手続き）
延長後の申請期限：2022年6月17日(金)24:00 まで



事業復活支援金 HP



桑名商工会議所
事前確認申込フォーム

→マイページから必要事項を入力、資料をデータ添付して申請を完了させてください。

※必要資料…①本人確認書類（個人事業者）、履歴事項全部証明書（法人）②確定申告書類の控え
 ③対象月の売上台帳等、④振込先の通帳、⑤宣誓・同意書※宣誓・同意書はホームページからダウンロード

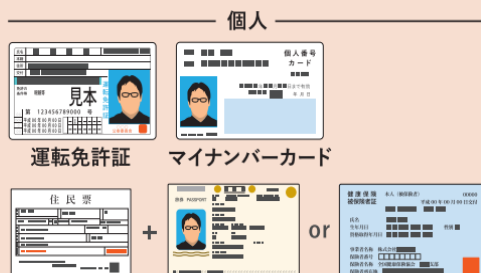
申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)



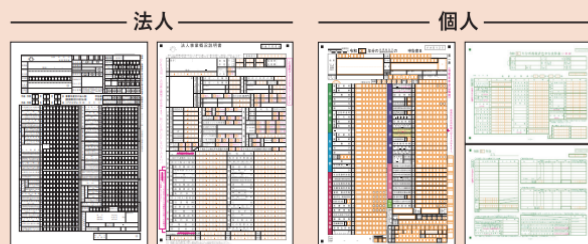
履歴事項
全部証明書



【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日付印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え



※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、

③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。

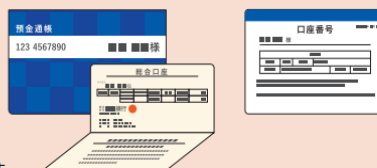
※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等



経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等)が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありません。

4 振込先の通帳 (通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)



5 代表者または個人事業者等本人が 自署した宣誓・同意書



※ホームページからダウンロードできます。

▼お問い合わせの多い項目を以下に記載してあります。

個人事業者等(事業所得)	中小法人等
□本人確認書類 マイナンバーカード(オモテ面) 運転免許証(両面) ※写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証も可	□履歴事項全部証明書 ※提出時から3ヶ月以内に発行されており、申請時の代表者氏名が記載されたものに限り、発行年月日が記載されたページを含む全ページ
収受日付印の付いた基準期間を含む全ての確定申告書類の控え □確定申告書第一表の控えは必要な年度分×1枚(青色申告、白色申告) ※税務署の収受日付印が押印されているか要確認 □青色申告決算書(1～2P)の控えは必要な年度分×2枚(青色申告のみ) □e-TAXによる申告であり、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は、受信通知(メール詳細)を必要な年度分×1枚(青色申告、白色申告) ・e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付。 ・税務署にてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字された確定申告書第一表の控えを添付。 ・確定申告書の収受日付印又は、受信通知のいずれも存在しない場合は提出する確定申告書類の年の「納税証明書(その2 所得金額用)」事業所得金額の記載のあるものを添付。	収受日付印の付いた基準期間を含む全ての確定申告書類の控え □確定申告書別表一の控えは必要な年度分×1枚 ※税務署の収受日付印が押印されているか要確認 □法人事業概況説明書の控えは必要な年度分×2枚(両面) □e-TAXによる申告であり、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は、受信通知(メール詳細)を必要な年度分×1枚

県の「三重県地域経済復活支援金」(2022年1月～3月)

国の「事業復活支援金」と併せて給付申請可能。本支援金は「事前確認」はありません。

給付対象：2022年1月のまん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞等による影響を受けた、三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者等。2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、前年(2021年)、前々年(2020年)、または前々前年(2019年)同月と比べて、30%以上減少していること。

※原則として、「飲食店時短要請等協力金」と併給できません。

申請方法：WEB申請フォームによる電子申請ないし、郵送による申請

URL: https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00041.htm

申請期限：令和4年(2022)6月15日(水)まで

支給上限額：中小法人等30万円、個人事業者等15万円

算出式：支給額＝〔(比較年の1～3月の売上合計)－対象月※1の売上×3〕－国の事業復活支援金の受給額×3／5※2

※1…2022年1月～3月のいずれかの月で比較年の同月比で売上が30%以上減少した月

「白色申告」の場合の売上減少率は、年間事業収入を1ヶ月平均した金額と比較します。

※2…国の事業復活支援金(2021年11月～2022年3月)を受給した場合

三重県地域経済復活支援金 事務局 TEL：059-224-2838 受付時間：平日の9：00～17：00 ※土日祝日は除く

郵送による「申請資料」の請求

250円切手を貼り付けた返信用封筒(角形2号サイズ)を封筒に入れ、「資料請求」と記入の上、

<宛先> 〒514-8799

津中央郵便局留

三重県地域経済復活支援金事務局

宛まで郵送してください。

※郵送による資料請求の受付は、

6月8日(水)到着分まで

